

さいたま市告示第1398号

次期消防緊急情報システム（指令・情報）整備に伴う施工監理業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

令和8年8月28日

さいたま市長 清水 勇 人

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

次期消防緊急情報システム（指令・情報）整備に伴う施工監理業務

(2) 履行場所

さいたま市浦和区常盤6-1-28 さいたま市消防局外

(3) 業務概要

仕様書のとおり

(4) 履行期間

契約締結日から令和10年3月31日まで

2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

- (1) 本入札の告示日において、令和7・8年度さいたま市競争入札参加資格者名簿に登載されている者であること。
- (2) 本公告日において、令和6年度以降に、高機能消防指令センター総合整備（Ⅱ型以上）に係る実施設計または整備に伴う施工監理業務の契約履行完了実績が2件以上あることを証明したものであること。（契約書及び適正な業務完了を証明する文書の写しを競争入札参加資格申請に添付すること。）
- (3) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（令和3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者。

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者。

- (4) 本入札の告示日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

3 入札説明書の交付

入札情報公開システムに掲載する。

4 入札参加資格の確認

本入札に参加を希望する者は、次により、入札参加資格の有無の確認を受けなければならない。ただし、明らかに入札参加資格がないと認められるときは、書類を受理しない。

また、受理した書類等の返却は行わない。

(1) 提出書類

入札説明書に記載のとおりとする。

また、電子入札システムを利用できない場合は、紙入札方式参加申請書とともに書面により提出すること。

(2) 提出先

さいたま市浦和区常盤 6-1-28 さいたま市消防局警防部指令課

担当 指令管理係 電話 048（833）1422

(3) 提出期間

本入札の公告の日から令和8年9月3日（木）まで（さいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条第1項に規定する休日（以下「休日」という。）を除く午前9時から午後4時まで）

(4) 提出部数

1部

5 入札参加資格の確認通知

入札参加資格の確認結果は、電子入札システムにより通知する。

なお、電子入札システムにより通知できない者にあつては、次のとおり交付するものとする。

(1) 交付場所

4(2)に同じ

(2) 交付日時

令和8年9月11日（金）午前9時から午後4時まで

6 競争入札参加資格の喪失

本入札の参加資格を有する者が、次のいずれかに該当するときは、本入札に参加することができない。

(1) 本告示に定める資格要件を満たさなくなったとき。

(2) 一般競争入札参加申込兼資格確認申請書及び提出書類について、虚偽の記載をしたとき。

7 入札書の提出方法

入札書の提出方法は次のとおりとする。

なお、変更する場合は、別途通知する。

(1) 提出方法

原則として電子入札システムにより行うこと。

なお、入札に参加を希望する者が電子入札システムにより入札参加を行うことができない場合は、持参による紙での入札を受け付ける。

(2) 提出期間

令和8年9月24日（木）午前9時から令和8年9月28日（月）午後5時まで（持参の場合は、休日を除く午前9時から午後5時まで。）

8 開札の日時及び場所

(1) 日時

令和8年9月29日（火）午前10時00分

(2) 場所

9 落札者の決定方法

さいたま市契約規則（平成 13 年さいたま市規則第 66 号）第 11 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

10 入札保証金

見積もった金額の 100 分の 5 以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成 13 年さいたま市規則第 66 号）第 9 条の規定に該当する場合は、免除とする。

11 入札の無効

さいたま市契約規則（平成 13 年さいたま市規則第 66 号）第 13 条の規定に該当する入札は無効とする。

12 契約保証金

契約金額の 100 分の 10 以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成 13 年さいたま市規則第 66 号）第 30 条の規定に該当する場合は、免除とする。

13 スライド条項

本契約は、複数年にわたる業務委託契約におけるスライド条項（賃金及び物価の変動に基づく契約金額の変更）を適用する契約である。

14 その他

(1) 契約書作成の要否

要

契約書の作成にかかる費用は、落札者が負担するものとする。

(2) 契約条項等は、さいたま市消防局警防部指令課及びさいたま市ホームページにおいて閲覧できる。

<https://www.city.saitama.lg.jp/005/001/017/009/index.html>

(3) 詳細は、入札説明書による。